

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和6年7月11日

西条市地域公共交通活性化協議会
会長 越智 三義

- 1 業 務 名 西条市地域公共交通計画策定支援業務
- 2 事 業 内 容 仕様書のとおり
- 3 所 管 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市地域公共交通活性化協議会事務局
(くらし支援課)
電話 0897-52-1720 (直通)
- 4 特定した日 令和6年7月4日
- 5 被 特 定 者 株式会社バイタルリード四国営業所
(愛媛県松山市宮西一丁目4番43号)
- 6 被特定者が提案した参考見積り金額
2, 249, 500円(税込)

7 審査結果

名 称	評価点(400点満点)
株式会社バイタルリード四国営業所	322点
A社	278点

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託
仕様書

令和6年5月

西条市地域公共交通活性化協議会

令和6年度西条市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度西条市地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「西条市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）が令和7年9月をもって計画期間の満了を迎えることに伴い、地域の現状や住民の移動ニーズについて調査・分析を行い、社会情勢の変化にも対応しながら、西条市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするとともに、市民にとって利便性の高い持続可能な公共交通の構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する「地域公共交通計画」を策定するため、必要な調査及び策定の支援を行うことを目的とする。

3 計画の対象区域

西条市内全域

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。また、各項目の検討・資料作成に当たっては、これまでの業務経験や技術を活かして、各種データやGIS等を有効に活用し、簡潔明瞭で分かりやすい資料構成とし、地域公共交通の現状や各種事業を十分に考慮の上、検討を行うものとする。また、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が保有するデータについては、受託者と協議の上、必要に応じて協議会から提供する。

カッコ書きの時期は目安であり、変更が必要な場合、受託者と協議会で協議する。

（1）計画準備

受託者は、本業務の趣旨を十分に理解・把握し、業務の実施方針、内容、スケジュール及び体制等を記した業務実施計画書（任意様式）を作成する。

（2）西条市の現況整理

①西条市の現況整理

現計画をベースとし、情報を整理、分析する。

②上位関連計画の把握と公共交通との関連の整理

現計画における上位関連計画の整理をベースとし、情報を整理、分析する。

（3）公共交通の現状と利用状況の把握

①公共交通の現況把握

現計画をベースとし、情報を整理、分析する。

②利用状況の把握

現計画における公共交通の利用状況をベースとし、情報を整理、分析する。

③公共交通利用に関する各種助成制度の把握

現計画における各種助成制度の概要をベースとし、情報を整理、分析する。

④公共交通にかかる補助金・負担額の把握

現計画における一般乗合バスへの補助金、市全体としての負担額をベースとし、情報を整理、分析する。

(4) 住民の移動ニーズ、交通事業者・行政関係者の意向把握

令和5年度に協議会が実施した以下の調査を基に整理、分析し、住民の移動ニーズの把握を行う。

- 日常の移動に関するアンケート調査
- 日常の移動に関するアンケート調査（東予・丹原・小松地域高齢者アンケート）
- バス利用者アンケート調査（西部地域）

また、新たに協議会が実施する以下の調査結果から、高校生の通学状況、交通事業者・行政関係者の意向等を把握する。なお、調査票の設計について必要なアドバイスを行うものとする。

- 高校生の通学に関する調査（7月～8月）
- 交通事業者ヒアリング調査（8月）
- 関係行政部局ヒアリング調査（8月）

(5) 現計画における目標の進捗状況把握、評価指標の達成状況把握

現計画で掲げた7つの目標の進捗状況を把握するとともに、目標値の達成状況を把握する。

(6) 公共交通の問題点・課題の整理

前項までの結果を踏まえ、市の公共交通における問題点・課題を整理する。

(7) 基本方針・目標の設定、目標を達成するための事業の検討と提案（～10月）

公共交通の問題点・課題を解決し、将来にわたって持続可能な公共交通のあり方について現計画で掲げた7つの目標に加え、以下の視点を踏まえ整理し、基本方針・目標を設定し、事業を検討する。

- 今後のドライバー不足における地域交通のあり方（AIデマンド等の要否を含む）
- 市の財政負担のあり方
- 地域公共交通体系の位置づけ
- 西部地域再編後のバス路線のあり方

具体的な事業内容については、数値化した達成目標、実施主体と役割分担、事業実施時期等を設定する。

(8) 打合せ協議

計画策定に係る西条市地域公共交通活性化協議会（3回を想定）を開催する予定であるが、その打合せ協議をWEB等により実施する。

(9) 西条市地域公共交通計画（案）の作成（～3月）

前項までの整理の上、西条市地域公共交通計画（案）を作成し（～1月）、協議会（2月中旬）での協議結果等を踏まえ、西条市地域公共交通計画（案）を取りまとめる。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、納品場所は、愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市地域公共交通活性化協議会（西条市くらし支援課）とする。

- 業務報告書（A4版ファイル綴じ） 1部
- 上記電子データ 1式

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て協議会に帰属するものであり、協議会の承諾を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触又は損害が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、協議会が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

また、本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、協議会と協議の上、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、協議会と文書での承諾を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、協議会は再委託について承諾しない。
- (2) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「西条市地域公共交通計画策定支援業務委託契約に係る個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を順守すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、関係法令のほか条例、規則等を遵守すること。受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担とする。また、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、協議会の指示する修正、補足その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (5) 本業務は、成果品を提出し、協議会による検査の合格をもって完了とする。また、本業務の完了後であっても、契約の内容に適合していない成果品等が確認された場合には、受託者は速やかに修正、補足等を行い、その結果について協議会の確認を受けるものとする。

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託契約に係る
個人情報の取扱いに関する特記仕様書

1 善良なる管理者の注意義務

受託者は、本契約に関連し、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）及び匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）（以下これらを「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 収集の制限

受託者は、本契約に関連し、本件個人情報等を収集する必要があるときは、適正かつ公正な手段によりこれを収集しなければならない。

3 適正な管理

(1) 受託者は、個人情報等を取り扱う業務（以下「個人情報等取扱業務」という。）に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の本件個人情報等の適切な管理のため次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

ア 個人情報等取扱業務の責任者を選任する等、本件個人情報等の管理体制を整備すること。

イ 本件個人情報等の取扱いを管理する台帳を整備すること。

ウ 本件個人情報等を記録した紙、パソコン及び電磁的記録媒体は施錠できるキャビネット等に保管すること。

エ コンピュータを使用する場合は、パスワードの使用等セキュリティー対策を講ずること。

オ 個人情報等取扱業務は、契約書において協議会が指定する場所以外で行わないこと。また、本件個人情報等を当該指定する場所から持ち出さないこと。ただし、書面により事前に委託者の承認を受けたときは、この限りでない。

カ 従業者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

(2) 受託者は、本契約締結後、遅滞なく情報管理体制等について、書面により協議会に届け出なければならない。

(3) 受託者は、本件個人情報等の入力、閲覧及び出力をすることができる作業担当者及びコンピュータ端末を限定しなければならない。

(4) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、個人情報等

取扱業務の内容、本件個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

4 本件個人情報等の利用及び第三者への提供等

受託者は、本件個人情報等を協議会が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）以外の目的で利用してはならない。また、受託者は、本件個人情報等を第三者へ提供し、又は漏えい等してはならない。個人情報等取扱業務が終了し、又は本契約が解除された後においても、同様とする。

5 再委託

- (1) 受託者は、個人情報等取扱業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に再委託する場合、事前に協議会の承認を得るとともに、本特記仕様書に定める協議会が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者にも講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以降の委託を行う場合についても同様とする。
- (2) 受託者は、前号の承認を受けようとする場合には、書面により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を協議会にしなければならない。この場合において、協議会は、承認をする場合には、条件を付することができる。

6 派遣労働者の本件個人情報等の取扱い

受託者は、本契約に関連し、個人情報等取扱業務を派遣労働者によって行わせる場合は、協議会が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理ができるよう、労働者派遣契約書に本件個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

7 複写及び複製の禁止

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により事前に協議会の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 本件個人情報等の管理状況についての検査

- (1) 受託者は、役員及び従業員に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。
- (2) 協議会は、特に必要と認める場合には、受託者に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は協議会事務局員に受託者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

9 資料等の返還

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、協議会が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等の返還等をしたときは、その状況

を書面により協議会に報告しなければならない。

1 0 違反した場合における契約解除の措置等

- (1) 協議会は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 協議会は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

1 1 事故報告

受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなければならない。

1 2 法令等の遵守

受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令を遵守し、個人情報等取扱業務を適正に履行しなければならない。